

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	神戸植物防疫所広島支所尾道出張所
部署の業務内容	輸出入植物の検疫及び国内検疫等

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	申請者、照会者等からの照会に対しては親切・丁寧で早急に対応するとともに、要望によっては時間外や休日でも検査などに対応している。また、事務所入口に「提案箱」を設置して広く意見を聞くように努めているが、これまで苦情などは寄せられていない。これらのことについては、十分評価されていると考える。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	これまで苦情等を受けたことはないが、もし苦情等があった場合は、所内で早急に検討するとともに、上部機関へ報告して速やかに対応することとしている。なお、これらの対応状況については全職員に伝えて情報の共有化をはかり、同様の事例があった場合は、早急に適切な対応ができるよう考えている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	担当地域で開催する定例的な行事(植物検疫適正化啓発強化月間、植物検疫くん蒸安全旬間)、において植物検疫に関する説明及び協力依頼を行うとともに、重要な案件については、その都度説明会を開催し、その際には必ず植物検疫に関する意見や質問を受ける時間を設け、意見や質問に対しては、親切丁寧に対応している。その場で回答できない場合は、後日、できるだけ早く回答している。また、必要に応じて文書により通知することによって関係者に周知するように努めている。、これらの対応に関しては、関係者に十分理解されていると考える。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	—	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	適切な検査、抽出及び検査結果に伴う消毒実施（植物検疫くん蒸時に農薬取締法に基づく使用制限の確認）。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	植物検疫くん蒸実施時に農薬取締法に基づく使用制限等の確認を行い、残留農薬基準を超えそうなくん蒸は避けるように指導するなど、消費者の健康を阻害しないよう最善を尽くしている。また、植物検疫を適切、円滑に実施することは国民に安全で安定した食糧を提供することに繋がると考える。なお、植物検疫くん蒸の基準は、国内外の文献調査及び事前に試験を蓄積したデータ等の検討結果により設定している。また、検査は病害虫の重要度に基づき斉一に行っている。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	—

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務への 反映	—		—
			
			